

<平成26年度施策の取組方針>

豊かな心を育むため、児童生徒の発達段階に応じた心の教育や体験活動を推進します。また、不登校や問題行動、いじめの問題への解決に向けた支援体制の整備・充実に取り組みます。

① 発達段階に応じた心の教育や体験活動の推進

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進や、家庭や地域、関係機関等と連携した体験活動などの充実により、相手を尊重する心や思いやりの心など児童生徒の豊かな人間性や社会性の育成を図ります。また、児童生徒の人権意識の高揚を図ります。

② 不登校や問題行動、いじめの問題への対応

すべての児童生徒が安全・安心で魅力ある学校生活を送ることができるよう、家庭、地域、関係機関と連携した教育相談体制や生徒指導体制の充実・強化等に取り組みます。特に、いじめの問題については、いじめ防止対策推進法に基づいた体制整備を推進します。また、中学校第1学年で急増する不登校の解消に引き続き取り組みます。

<関係課>

学校教育課、人権・同和教育室

<平成26年度における主な取組と成果（自己評価）>

① 発達段階に応じた心の教育や体験活動の推進

◆ 平成26年度における主な取組とその成果

◇ 道徳教育の推進

- ・ 学校と家庭・地域が連携して児童生徒の道徳性を育てていくため、県内の全公立小・中学校において、保護者や地域の方々に対して、学校における道徳教育の取組を紹介し、すべての学級で道徳の授業を公開する「ふれあい道徳教育」を実施しました。
- ・ 「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」の研究指定校（小・中学校各1校）において、体験活動を通じた道徳教育の研究と学校と家庭・地域が連携した児童生徒の豊かな心を育む取組を行い、研究発表会で県内の学校にその成果を普及しました。

◇ ユニバーサルデザイン教育の推進

- ・ 教科等研修会において、ユニバーサルデザイン教育の推進についての県の具体的な取組やその趣旨などについて説明することで周知を図りました。また、特別支援学校の児童生徒や高齢者との交流など、ユニバーサルデザインの視点に立った授業の実施や体験活動を行う学校が増えました。

◇ 体験活動の推進

- ・ 豊かな心を育むため、文化芸術体験、ボランティア活動、自然体験活動、集団宿泊体

験、職場体験活動などを推進しました。例えば、小・中学校に対しては、教育課程研修会「総合的な学習の時間」部会において、身近な地域の自然環境の保護などをテーマに、体験活動を効果的に取り入れた実践等を紹介するなど、体験活動の重要性や指導計画に位置付けるための手立てについて、改めて周知を図りました。

◇ 人権・同和教育の推進

- ・ 教職員を対象とした人権・同和教育に関する研修を実施し、指導方法・内容の工夫改善に取り組みました。

※県教委主催研修

市町教育長等人権・同和教育研修会	104人
小学6年担任及び中学社会科担当人権・同和教育研修会	256人
人権・同和教育担当者地区別研修会（2回）	430人
教育庁職員人権・同和問題研修会（3回）	367人

◆ 課題・問題点

◇ 道徳教育の推進

- ・ 「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」による研究指定を継続して行い、学校等にその研究成果を広く紹介することで、県内における道徳教育を更に充実させていく必要があります。
- ・ 道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりを進め、各学校における道徳教育を更に充実させていく必要があります。

◇ ユニバーサルデザイン教育の推進

- ・ ユニバーサルデザイン教育の取組は、一部のクラスや学年、教科の実施にとどまっている学校もあるため、学校全体の取組となるよう支援が必要です。

◇ 体験活動の推進

- ・ 多くの学校で、各教科等との関連や活動のねらいを明確にした体験活動が、年間指導計画に基づいて行われるようになってきているものの、取組を更に充実したものとするため、学校・地域での推進体制を整えていく必要があります。

◇ 人権・同和教育の推進

- ・ すべての学校において、年間指導計画に基づいた人権・同和教育が実施されていますが、人権・同和問題に対する理解は十分とは言えない状況にあるため、引き続き、指導方法・内容の工夫改善などにより人権・同和教育の一層の推進を図る必要があります。

《参考》平成27年度の具体的取組と工夫

◇ 道徳教育の推進

- ・ 学校と家庭・地域が連携して児童生徒の道徳性を育てていくため、県内の全公立小・

中学校において、保護者や地域の方々に対して、学校における道徳教育の取組を紹介し、すべての学級で道徳の授業を公開する「ふれあい道徳教育」を継続して実施します。

- ・ 「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」の研究指定校（小・中学校各1校）において、体験活動を生かした道徳教育や、学校と家庭や地域が連携した道徳教育の研究を行い、1月に授業公開及び研究発表をすることで、広く県内の学校に普及させていきます。
- ・ 道徳教育推進教師を対象とした研修会等を実施し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりと道徳教育に係る諸計画の整備・充実を進めます。

◇ ユニバーサルデザイン教育の推進

- ・ 今年度中に策定、公表予定の「佐賀県UD推進指針2015」に基づくユニバーサルデザイン教育の一層の推進に努めます。
- ・ ユニバーサルデザイン教育推進校等における先進的な取組の県ホームページへの掲載をはじめ、研修会等で周知していくことで、学校全体で取り組むためのカリキュラムや校内体制の在り方等を普及していきます。

◇ 体験活動の推進

- ・ 教育課程研修会「総合的な学習の時間」部会等において、先進的な取組事例や、地域・関係団体と連携した推進体制が整えられている学校等に関する情報提供を通じて、体験活動の改善・充実に取り組んでいきます。

◇ 人権・同和教育の推進

- ・ 教職員を対象とした人権・同和教育に関する研修の実施や人権・同和教育の実践資料集の作成により、指導方法・内容の工夫改善など人権・同和教育の一層の推進を図っていきます。

② 不登校や問題行動、いじめの問題への対応

◆ 平成26年度における主な取組とその成果

◇ 不登校対策の強化

- ・ 不登校の生徒数が多く、不登校への対応が特に課題となっている中学校14校を不登校対策推進校に指定し、不登校対策の中心となる教育相談主任を補佐する非常勤の教員を配置するなど、人的支援を行いました。その結果、教育相談主任を中心とした校内の教育相談体制の強化につながりました。
- ・ 不登校の生徒数が多い中学校15校に、スクールカウンセラーを重点配置（配置時間数を増加）しました。その結果、重点配置校15校においては、スクールカウンセラーによる不登校生徒及び保護者への支援、教職員への助言等が充実し、不登校への対策の強化が図られました。
- ・ 不登校対策に関する校内体制の整備・充実のための支援と併せて、学校復帰が困難な不登校児童生徒に対して、訪問による相談や学習支援等についての豊富な知識と経験を

有するNPO法人と連携し、不登校の長期化や深刻化を防ぐための段階的・継続的な支援を行いました。

【指標】小・中学校における不登校児童生徒数の割合（平成27年3月31日現在）

H26目標 22年度（小学校0.23%、中学校2.65%）を維持

→ H26実績 小学校0.32%、中学校2.76%（速報値）

（参考：高等学校1.30%）

◇ 教育相談体制の充実

- ・ 県内の公立小・中・高等学校の教育相談担当者を対象とした研修会等において、校内教育相談体制の充実のためのポイントや関係機関との連携の必要性について指導や助言を行い、各学校の教育相談体制の充実を図りました。
- ・ スクールソーシャルワーカーを希望した19市町へ派遣するとともに、支援対象を高等学校まで拡充し、関係機関との連携やケース会議への助言等を行うなど、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒が抱える様々な問題に対する支援を行いました。

◇ 生徒指導体制の充実

- ・ 平成24年度に深刻ないじめ事案が発生したことから、いじめの早期発見・早期対応の取組を更に充実させるため、引き続き県の標準様式を用い、保護者も含めた年2回のアンケート調査を実施しました。
- ・ 学校のないじめ問題の防止と解決に向けて、その基本的な考え方やいじめへの対処を記した教職員向けリーフレット「子どもたちのSOSが聞こえますか？」をいじめ防止対策推進法を踏まえた内容に改訂し、県内の全小・中・高等学校に配付し、校内での研修会等での活用による生徒指導体制の充実を推進しました。
- ・ いじめの問題をはじめ、問題行動や犯罪被害の未然防止や早期解決を図るため、各教育事務所・支所に計3人の生徒指導支援員を配置しました。
- ・ 警察との連絡制度の一層の徹底を図るとともに、その他の関係機関や地域、家庭との連携を強化し、情報の共有により問題行動の抑止と事案発生時のための体制を強化しました。
- ・ いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、佐賀県いじめ防止基本方針を策定、公表し、すべての公立学校における学校いじめ対策委員会等の設置・運用を推進するとともに、佐賀県いじめ問題対策連絡協議会、佐賀県いじめ問題対策委員会を設置し開催するなど、いじめ問題に対応する体制の整備を進めました。

◆ 課題・問題点

◇ 不登校対策の強化

- ・ 平成26年度の不登校児童生徒数は、前年度と比べ高等学校は減少したものの、小・中学校においては2年連続で増加しました。不登校の要因や背景はケースにより様々であり一つに特定することはできませんが、「学校生活」「家庭生活」「本人の問題」等に起

困し、それらが複雑に絡み合っています。また、学校に通わせることが絶対ではないという保護者の意識の変化もあります。こうしたことから、引き続き、学校が組織として対応するための体制の整備・充実のための支援とともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材を活用し、関係機関との連携を図るとともに、家庭への助言や支援を行っていく必要があります。

◇ 教育相談体制の充実

- ・ 不登校対策推進校については、教育相談主任を中心とした校内体制の一層の充実・強化を図るとともに、不登校対策推進校から成果として得られたノウハウを推進校以外の学校にも紹介し、県内すべての学校における校内体制の充実・強化を図る必要があります。
- ・ 学校現場では、近年、複雑な家庭的要因を抱えた児童生徒が増加傾向にあり、個々の家庭環境に働きかけ児童生徒の環境を改善することなど、学校の取組だけで解決することが困難なケースが増えていることから、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校と関係機関が、より一層連携して児童生徒が抱える問題を解決できるように支援していく必要があります。

◇ 生徒指導体制の充実

- ・ 佐賀県いじめ防止基本方針に基づき、学校だけでなく、家庭、地域、関係機関と連携した体制の充実・強化を図る必要があります。

《参考》平成27年度の具体的取組と工夫

◇ 不登校対策の強化

- ・ 不登校の対応が課題となっている中学校に非常勤講師を配置する「不登校対策推進校」を、14校指定することで、不登校生徒の学校復帰や未然防止のための指導体制の強化を図ります。また、各推進校において効果のあった取組を研修会等で教育相談担当者で紹介したり、各教育事務所・支所の学校訪問などで情報提供したりすることなどを通して、県内のすべての学校における対策の強化を図ります。
- ・ 中学校における不登校生徒数が依然として多いため、県が事業主体となって全公立中学校にスクールカウンセラーを配置することで、教育相談体制の更なる充実を図ります。
- ・ 不登校の生徒が多い中学校15校に、スクールカウンセラーの重点配置（配置時間数を増加）を行い、生徒や保護者等への教育相談体制の一層の充実を図ります。
- ・ 学校復帰が困難な不登校児童生徒に対して、訪問による相談や学習支援等についての豊富な知識と経験を有するNPO法人と連携し、不登校の長期化や深刻化を防ぐための段階的・継続的な支援を引き続き行います。

◇ 教育相談体制の充実

- ・ 引き続き、県内の公立小・中・高等学校の教育相談担当者を対象とした研修会等において、校内教育相談体制の充実のためのポイントや関係機関との連携の必要性について

説明し、各学校の教育相談体制の充実を図ります。

- ・ スクールソーシャルワーカーについては、引き続き公立の小・中・高等学校へ派遣できる体制を整え、関係機関との連携やケース会議への助言等を行うなど、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒が抱える様々な問題に対して支援を行います。

また、スクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行うために平成24年度から配置しているスーパーバイザーの連絡協議会の定期的な開催や、連絡協議会で出された課題等を反映させたスクールソーシャルワーカーの研修会の開催により、県内で従事するスクールソーシャルワーカーの資質の向上を図り、充実した支援が行えるようにします。

◇ 生徒指導体制の充実

- ・ 各学校における生徒指導体制の充実により、児童生徒一人ひとりに対する十分な理解に基づく生徒指導を推進するとともに、暴力行為などの発生時に組織的に対応できる体制を確立・強化します。
- ・ 佐賀県いじめ防止基本方針に基づき、校内組織体制の充実及び関係機関等との連携の強化を図り、いじめ問題に対応するための体制の充実を図ります。
- ・ 教職員に対する研修会を開催し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止の3つの柱に基づく取組を更に充実させます。
- ・ 生徒指導支援員を前年度から1人増員し、4人配置するとともに、警察その他の関係機関、地域、家庭との連携を強化し、いじめ問題をはじめとする問題行動や犯罪被害の未然防止や早期解決に努めます。

<基本方針Ⅱの成果指標>

(上段：目標 下段：実績)

指標名	単位	H22 (現状)	H23	H24	H25	H26
小・中学校における不登校児童生徒数の割合	%	小学校 0.23 中学校 2.65	現状を維持	現状を維持	現状を維持	現状を維持
			小学校 0.26 中学校 2.57	小学校 0.26 中学校 2.51	小学校 0.27 中学校 2.61	小学校 0.32 中学校 2.76 (速報値)

<平成26年度実績評価(外部評価)>

- ・ 不登校児童生徒が減らないということだが、不登校対策には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部人材の活用が不可欠である。限られた財源の中で難しいと思うが、国庫補助も最大限活用して確保に努めてほしい。
- ・ 進学を目指している不登校の生徒が、保護者から勉強を教えてもらっているという話を聞いた。不登校生徒の進学支援にも力を入れてほしい。

- 各学校では、校則の見直しをしているのか。例えば、有害サイトへのアクセスを禁止するなど、時代に合わせた校則に見直しをしていく必要があるのではないか。
- 不登校対策については、複雑な家庭環境で育つ子どもが増えている中で、スクールソーシャルワーカーの役割が重要になっている。スクールソーシャルワーカーの活動時間が減っているという話を聞いたこともあり、スクールソーシャルワーカーの確保をお願いしたい。
- スクールカウンセラーの業務には限界があり、相談室の中だけでは分からないこともある。スクールソーシャルワーカーについては、スーパーバイザーの連絡協議会や研修会が開催されているが、スクールカウンセラーについても研修等が必要ではないか。
- 佐世保市の事件を見ても、従来の対策では引っかけこない中で重大な事件が発生しており、生徒指導については、これまでのイメージとは違うものが求められるようになってきたと感じている。